

議案第43号

鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について

次のとおり鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、平成28年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(施行期日)

1 略

(検討)

2 知事は、平成23年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。